

諮問日：令和元年9月17日（令和元年度（最情）諮問第36号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最情）答申第6号）

件名：新任判事補の性別が分かる文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「71期新任判事補の一人一人の性別が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「戸籍謄本」を対象文書として特定し、その全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として、71期新任判事補の一人一人の性別を記載した一覧表が存在するはずである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、「第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官の一人一人の性別が分かる文書」と整理した。対象文書として戸籍謄本が考えられるところ、戸籍謄本に記載されている情報は、その書式も含むすべてが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

よって、戸籍謄本を対象文書とした上で、不開示とした原判断は相当である。

- 2 なお、苦情申出人が主張する71期新任判事補の一人一人の性別を記載した

一覧表は、第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別が記載された名簿等の一覧性を有する文書を指すと解すべきところ、司法行政事務を処理するに際し、現状において、第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別を一覧的に確認する必要はなく、このような文書は、作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月24日 審議
- ④ 同年6月19日 審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書については、「第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官の一人一人の性別が分かる文書」と整理し、その対象文書として戸籍謄本が考えられる旨説明する。戸籍謄本には男女の性別の記載があることに加え、後記2のとおり第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別が記載された一覧性を有する文書は最高裁判所において保有していないことを踏まえれば、最高裁判所事務総長が本件開示申出文書として戸籍謄本（以下「本件対象文書」という。）を特定したのは相当である。

そして、本件対象文書に記載されている情報は、その書式、枚数も含む全部が法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当するような記載は見当たらない。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 なお、苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、71期新任判事補の一人一人の性別を記載した一覧表が存在するはずである旨主張する。

しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法行政事務を処理するに際し、現状において、第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別を一覧的に確認する必要はなく、苦情申出人が主張するような文書は作成し又は取得していないとのことであり、最高裁判所において同種の文書は従来から作成し又は取得されていないことを踏まえるならば（平成29年度（最情）答申第30号，令和元年度（最情）答申第55号参照），このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、苦情申出人が主張するような文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

3 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、苦情申出人が主張するような文書は最高裁判所において保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

#### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子